

議案第 4 号

狭山市立学校設置条例の一部を改正する条例
狭山市立学校設置条例（昭和 43 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号の表狭山市立入間中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

入曽地区の中学校の統廃合に伴い、狭山市立入間中学校を廃止したいので、この案を提出するものである。